

## 福岡県公報

令和3年9月7日  
第231号

## 目次

## 告示(第794号-第796号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 液化石油ガス販売事業者の認定 (工業保安課) ..... 1
- 公 告**
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 3
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 3

## 告 示

## 福岡県告示第794号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	佐賀線 八女線	前	久留米市三潯町福光556番7先から 久留米市三潯町玉満21番1先まで	10.1 ～ 27.0	353.0
			前	久留米市三潯町福光556番7先から 久留米市三潯町玉満21番1先まで	10.1 ～ 35.0	353.0
			後	久留米市三潯町福光556番7先から 久留米市三潯町玉満21番1先まで	10.1 ～ 27.0	353.0

## 福岡県告示第795号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年9月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	佐賀線 八女線	久留米市三潯町福光556番7先から 久留米市三潯町玉満21番1先まで

## 福岡県告示第796号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第35条の6第1項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、同法第88条第2項の規定により次のように公示する。

令和3年9月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 認定を受けた者の名称、代表者氏名及び所在地

合同ガス株式会社 代表取締役 園 明夫

田川市大字伊田 2824 番地

2 認定年月日

令和3年8月18日

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン筑紫野

(2) 所在地 筑紫野市針摺30番21外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

当該変更届出の内容に関しまして特に意見はありません。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年9月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市二森字塚田1819番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

柳川市大和町栄961番地2

黒田 秀樹

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年9月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市川津字宮ノ前262番1、262番4から262番17まで、263番1、263番3から263番11まで、264番1及び264番3から264番6まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都港区高輪三丁目22番9号

タマホーム株式会社

代表取締役 玉木 伸弥

福岡市東区松島六丁目6番33号

株式会社よかタウン

代表取締役 野島 幸司

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 マルシヨク来春店

(2) 所在地 朝倉市大字来春6番地の1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出のあったマルシヨク来春店の変更に係る事項について、特段の問題はありません。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年9月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市筵内字川原883番1、883番2、887番1及び889番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市筵内883番1

筵内区長 中野 知聡

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年9月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
三橋上庄土地改良区	令和3年8月27日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年9月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字田隈字京ノ坪778番1、779番1、779番3及び784番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

みやま市瀬高町小川1657番地5

瀬口 直紀